

第2回 三重県食の安全・安心の確保に関する条例検証検討会 事項書

平成25年12月17日(火)

10:00～

201 委員会室

- 1 執行部からの意見聴取
- 2 その他

【資料】

資料1 条例制定の経緯等

資料2以降 執行部資料

三重県食の安全・安心の確保に関する条例における制定の経緯等

1 条例制定の契機

平成 19 年における県内をはじめ全国各地で発生した食品表示に関する問題、BSE、鳥インフルエンザなど食品の安全性に関して発生した問題等により、食に対する県民の不安感や不信感が高まり、食の安全・安心の確保に対する要請が強まった。

2 食の安全・安心の確保に関する条例検討会

【検討期間】

第 1 回（平成 19 年 12 月 7 日）～第 15 回（平成 20 年 6 月 11 日）

【パブリックコメント】

- ・平成 20 年 1 月 31 日～平成 20 年 2 月 29 日
- ・4 名から意見提出

【関係団体からの意見聴取】

- ・平成 20 年 2 月 21 日、22 日

【意見聴取団体 11 団体】

- ・三重県消費者団体連絡協議会
- ・三重県食品衛生協会
- ・生活協同組合コープみえ
- ・三重県養鶏協会
- ・三重県肥料商業組合
- ・全国農業協同組合連合会三重県本部
- ・三重県製麺協同組合
- ・三重県生活協同組合連合会
- ・三重県食品産業振興会
- ・三重県農薬商業協同組合、
- ・三重県農業協同組合中央会

3 条例における契機の反映箇所

- ・前文
- ・第 16 条（適正表示の推進）
- ・第 22 条（危害情報等の申出）

4 食品に関する各法律との関係

本件条例は、各法律の趣旨を踏まえ、本県における食の安全・安心を確保するための施策について規定している。

【食品に関する各法律】

- ・食品安全基本法
- ・食品衛生法
- ・JAS 法（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）
- ・景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）
- ・不正競争防止法
- ・計量法
- ・健康増進法
- など

米穀の産地偽装及び食材の不適切表示について

平成 25 年 12 月 17 日

I 米の偽装

1 経緯

(1) 三重県、農林水産省の立入調査状況

三重県は、農林水産省と合同で、平成 25 年 9 月から 10 月まで、6 事業者に対し、米の偽装にかかる事実確認のため、立入調査を実施しました。

なお、立入調査の実施に当たっては、農産園芸課（食糧法）、農産物安全課（米トレーサビリティ法。以下、「米トレ法」という。）食品安全課（JAS 法）が連携して行いました。

| 区分 | 立入調査先 | 調査者 | 対象法 |
|-------|---------------------|-----------|----------------|
| 広域事業者 | 三瀧商事(株) | 三重県、農林水産省 | 食糧法、米トレ法、JAS 法 |
| | 全国穀類工業協同組合 三重県支部 | 三重県、農林水産省 | 食糧法、米トレ法 |
| 県域事業者 | (株)ミタキライス | 三重県、農林水産省 | 食糧法、米トレ法、JAS 法 |
| | (株)ジャパンゼネラル | 三重県 | 食糧法、米トレ法、JAS 法 |
| | 稲垣製茶(株) | 三重県、農林水産省 | 食糧法、米トレ法 |
| | (有)榊原商店 | 三重県、農林水産省 | 食糧法、米トレ法 |

(2) 食糧法、米トレ法、JAS 法に基づく勧告等の状況

三重県は、立入調査の結果を踏まえ、県域事業者である 4 事業者に対し 10 月 4 日に食糧法、米トレ法、JAS 法に基づく勧告、指導、指示を行いました。

勧告等を受けた 4 事業者から提出された改善報告書については、その内容について確認するため、農産園芸課、農産物安全課、食品安全課による検査チームにより、立入検査を実施しています。

| 事業者名 | 関係法 | 種類 | 改善報告書 |
|-------------|-------|----|-------|
| (株)ミタキライス | 食糧法 | 勧告 | ○ |
| | 米トレ法 | 指導 | — |
| | JAS 法 | 指示 | ○ |
| (株)ジャパンゼネラル | 食糧法 | 勧告 | ○ |
| | 米トレ法 | 指導 | ○(任意) |
| | JAS 法 | 指示 | ○ |
| 稲垣製茶(株) | 食糧法 | 勧告 | ○ |
| | 米トレ法 | 指導 | — |
| (有)榊原商店 | 食糧法 | 勧告 | ○ |
| | 米トレ法 | 指導 | — |

※改善報告書欄の「○」は報告書が提出されたことを示す。

2 再発防止に向けた取組

(1) 特別監視指導の実施

県内の主要な米穀取扱事業者 28 者を対象に、10 月 30 日から平成 26 年 3 月末にかけて、特別監視指導を実施します。

特別監視指導については、農産園芸課、農産物安全課、食品安全課のほか、必要に応じて東海農政局津地域センターも加わった特別監視指導チームで行っています。また、対象となる米穀取扱事業者への伝票調査に加えて、外国産米や加工用米を取り扱う事業者については、主な仕入れ先や納入先の追跡調査、さらには米の品種や国産米、外国産米の判別の科学的検査を行います。

実施にあたっては、10 月 17 日に、三重県食品表示監視協議会（東海農政局主催）を開催し、①実施要領の検討、②対象事業者の範囲、③広域事業者における国との連携について協議しています。

①内容

特別監視指導については、主食用米、加工用米についての聴き取り及び伝票類の調査を行うとともに、仕入れ先、納入先での伝票調査などを行います。

②DNA 検査等

DNA 検査等については、次の内容を業者に委託し順次検査を行っています。(委託事業者：ビジョンバイオ株式会社)

- ・ DNA 検査：米の品種判別
- ・ 微量元素測定：国産米と外国産米の判別

③結果の公表

逐次、県ホームページで結果を公表する予定です。

12 月 16 日現在、7 事業者に立入調査を行い、伝票等の精査及び科学的検査を行っているところです。

(2) 「米穀の流通販売にかかるコンプライアンス研修会」の開催

県内の米穀取扱事業者等を対象に、法令遵守及び関係法令について、次の研修会を開催したところ、関係者 130 名の参加があり、法令遵守や関係法令を習熟することの重要性をあらためて確認いただいたところです。

日時：11 月 25 日（月）14：00～16：30

場所：三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂

対象：米穀取扱事業者、米穀取扱関係団体

内容

- ①法令遵守について（楠井弁護士）
- ②各法令（食糧法、米トレ法、JAS 法）について

II 食材の不適切表示

全国各地の宿泊施設、百貨店等で不適切な表示を行っていることが公表されていますが、本県においても宿泊施設等において同様の事案が発生しています。

県では、立入調査など実態の把握に努めるとともに、関係団体に対し適切な表示について注意喚起を行いました。今後、再発防止に向けて、関係団体と連携し、研修会で景品表示法の趣旨を改めて周知徹底するとともに、事業者の自己点検など適切な対応が行われるよう取り組みます。

1 経緯

(1) 県内での公表事案

県内では、プライムリゾート賢島、青蓮寺レークホテル、戸田家、合歓の郷ホテル&リゾート、グリル de キッチン、プラザ洞津、神湯館において、景品表示法上疑義のある事案が公表されています。

県では、その事実確認等のため、立入調査など調査を実施しています。

(平成 25 年 12 月 16 日現在)

| 項目 | 施設名 | メニュー表示 | 使用食材等 |
|----|--------------|-----------|------------------|
| 1 | プライムリゾート賢島 | 車海老 | ブラックタイガー又はバナメイエビ |
| 2 | 青蓮寺レークホテル | 伊勢芋 | 山芋 |
| 3 | 戸田家 | 伊勢海老 | 外国産イセエビ |
| 4 | 合歓の郷ホテル&リゾート | ステーキ | 牛脂注入牛肉 |
| | | 車海老 | ブラックタイガー |
| | | 伊勢海老 | ロブスター |
| 5 | グリル de キッチン | サーロインステーキ | 加工肉 |
| | | てこねハンバーグ | 系列店のハンバーグ |
| 6 | プラザ洞津 | 伊勢海老 | 外国産イセエビ |
| 7 | 神湯館 | 秋鮭 | トラウトサーモン |
| | | 和牛牛舌・牛すじ | 国産又は外国産牛のものを使用 |
| | | 鯛の子 | 助子 |
| | | 有機野菜 | 有機でない野菜 |

(2) 県の対応

① 注意喚起

関係団体へ、注意喚起や自己点検を要請する文書を発出しました。

11月5日 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合に文書発出

11月15日 公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター、一般社団法人 三重県食品衛生協会、中部百貨店協会に文書発出

②市町との情報共有

11月11日 市町担当者会議開催（状況及び景品表示法説明、相談対応・啓発協力依頼）

③国への提言・提案

・緊急提言「食材の不適切表示対策にかかる緊急提言」（11月14日）

知事は、森消費者及び食品安全担当大臣と面談し、食材の不適切表示について国へ緊急提言を行いました。

○事業者にわかりやすい食材表示

- ・景品表示法における表示に関する優良誤認の基準の明確化
- ・外食の食材表示の義務化
- ・表示に関する統一的な規制

○財政的支援

- ・消費者行政活性化基金の対象範囲（事業者指導にかかる人件費）の拡大
- ・平成26年度以降の財政的支援の実施

○国と都道府県の体制の強化

- ・景品表示法における都道府県知事の権限強化（措置命令）
- ・調査、立入調査に対する体制を強化
- ・国と県の役割分担の明確化

・全国知事会（12月11日）

本県では徳島県と連携し、全国知事会から国への要請を提言したところ、全国知事会の農林水産常任委員会委員長（北海道 高橋はるみ知事）、地方分権推進特別委員会委員長（佐賀県 古川康知事）名で国への要請が行われました。

12月5日 北海道知事から消費者庁長官へ全国知事会の提言書を手交

12月11日 北海道知事、徳島県知事から森消費者及び食品安全担当大臣へ全国知事会の提言書を手交

（参考）

12月9日、国において第2回食品表示等問題関係府省庁等会議が開催され、表示に関する適正化対策が示される中、景品表示法の改正等についても方向が提示されました。

○次期国会に法案を提出

- ・事業者の表示管理体制の強化
- ・行政の監視指導体制の強化（消費者庁を中心とする国における体制強化、都道府県知事の権限強化（措置命令の導入））
- ・違反事案に対する課徴金等の検討

④調査・指導体制の強化

今後、増加が予想される調査や事業者からの相談対応などに迅速で的確に対応していくため、12月1日から平成26年3月31日まで、消費生活センター一班に不当商取引指導専門員2名を追加配置しました。

2 再発防止に向けた取組

(1) 景品表示法にかかる研修会

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合、公益法人三重県生活衛生営業指導センターと共催し、県内の旅館、ホテル、飲食関連事業者等を対象に、景品表示法等について研修会を開催しました。

① 日時：11月27日（水）13：30～15：00

場所：鳥羽商工会議所（鳥羽市）

定員：110名

② 日時：12月3日（火）13：30～15：00

場所：三重県合同ビル（津市）

定員：102名

※講師はいずれも消費者庁に依頼

(2) 自己点検

事業者自らメニュー等の適切な表示に取り組むよう、三重県旅館ホテル生活衛生同業組合（組合員数：210）と連携し、組合員である事業者の自己点検を促進しています。不適切な表示があった場合は、事業者自ら公表し、県へ報告を行うとともに、適切な表示に改め、原因究明と再発防止策を講じます。

III 食の安全・安心確保の再点検

今回の一連の事案は、食の安全を脅かしかねないものであることから、これまでの食の安全・安心の確保に向けた取組の一層の充実を図るとともに、「効果的な再発防止策」「事業者の法令遵守意識」などの観点から、再点検を行っています。

(参考)

景品表示法第4条第1項第1号

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

優良誤認の基準（資料 消費者庁「景品表示法の不当表示の考え方」より抜粋）

- ① 景品表示法第4条第1項第1号に規定する「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かの判断は、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断される。
- ② 「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいい、「著しく優良であると示す」表示か否かは、表示上の特定に文章、図表、写真のみからではなく、表示の内容全体から一般消費者が受ける印象・認識により総合的に判断される。

米穀の産地偽装に係る(株)ミタキライス等への立入検査の実施について（中間報告）

平成 25 年 12 月 13 日現在

1 目 的

三重県では、大手米穀取扱事業者等により米の偽装が行われ、消費者の米に対する信頼を損ねるとともに、食の安全・安心に対する不信感が高まることを危惧しています。県としては、早急に、原因究明を行い、偽装等を行った米穀取扱事業者の再発防止だけでなく、県内の米穀取扱事業者による米取引での再発防止を図り、一日も早い信頼回復を図る必要があります。今回、その観点から中間報告を行います。

2 経 過

(株)ミタキライス等の 6 事業者が共同して、米穀の産地・品種等の偽装、加工用米の主食用途としての販売、偽装の取引記録の作成等を行っていたことを確認し、本県では、県域 4 事業者（ミタキライス・ジャパンゼネラル・稲垣製茶・榊原商店）に対し、いわゆる食糧法、米トレーサビリティ法、JAS 法に基づく勧告、指導等を行いました。その後、提出された改善報告書に対する立入検査や県内の主要な米穀取扱事業者 28 者を対象に特別監視指導を行っています。

3 原因究明・再発防止

今後の米穀取扱事業者による、米の適正な流通や販売を促進するため、10 月 4 日の行政措置に向けての立入調査等や県域 4 事業者から提出された改善報告書に対する立入検査結果のうち、「原因究明」やそれに基づく「再発防止策」を検証しました。

(1) 原因究明

(法令遵守意識)

- ① 代表取締役など経営者は法令等の規制は知っていたものの、法令遵守意識が欠如しており、自らが違法な行為を指示・実行していた。
- ② 会社全体としても法令遵守意識が希薄で、関係法令知識が不十分なため、結果的に経営者の指示どおり違法な行為を実行していた。

(点検体制・仕組み)

- ① 販売や流通等が法令に照らして適切に行われているかをチェックする責任者の明確化、作業マニュアルやチェックリストの作成など組織全体で点検する体制等が欠如していた。
- ② 経営者と従業員が定期的に意思疎通を図り、適切な販売や流通等を一体となっ
て行える仕組みがなかった。

(組織風土)

- ① 経営者の違法な行為に異議を言い出せない雰囲気があった。
- ② 違法とは認識しながら利益確保を優先させる企業体質があった。
- ③ 消費者(顧客)に対して正しい表示等を行わなければならないと考える規範意識が鈍磨していた。

(県の防止策)

- ① 加工米や外国産米は、主食用米との違いを見て確認することは難しく、調査先の伝票検査だけでは偽装を発見できなかった。
- ② 調査先だけの検査に終わっており、仕入先や納入先を調べていなかった。
- ③ 各法に基づく立入調査について、国や関係機関との情報共有や連携が十分でなかった。
- ④ 立入調査の回数に限界があり、十分な調査が出来ていなかった。
- ⑤ 事業者の法令遵守意識の醸成や法令内容の周知が不十分であった。

(2) 再発防止策

(事業者)

① 法令遵守意識の醸成や関係法令知識の習得の推進

経営者は、自らが法令遵守意識の大切さや必要性を十分自覚し、関係法令を習得するとともに、全従業員を対象とした法令遵守意識の向上や関係法令の習得を図り、適正な販売や流通等が行える組織としていく。

② 点検体制や仕組みの整備

販売や流通等において、関係法令が求めている作業や表示をチェックする責任者を設置し、担当者が確実に点検できるように作業マニュアルやチェックリストを作成するなど、その実態に応じた点検の体制や仕組みを構築し、経営者と従業員が一体となって実施していく。

③ 組織風土の改革

経営者と従業員が連携して、あらゆる機会を通じて、違法な販売や流通等をさせないという共通認識を持てるようにする。

(三重県)

中間報告での原因究明を踏まえて、次の観点から、食の安全・安心の取組を見直していきます。

- ① 監視・指導体制の強化(DNA検査等の実施・調査先の多元化・国等との連携)
- ② 事業者による再発防止策への支援(事業者による点検体制等の強化や研修会開催への支援)
- ③ 啓発の強化(法令遵守の啓発研修会や法令説明会の実施)

4 今後の対応

- ① 中間報告に基づき、食の安全・安心の取組を見直し、より効果的な再発防止の具体策を検討するとともに、着手できる対策は速やかに実施していきます。
- ② 県内4事業者への検査を引き続き進めるとともに、三瀧商事（株）等への国による検査と連携し、関係した事業者が再び違法行為を行わないことを確認していきます。

【4社の改善報告書の概要】

- ・食糧法に基づく改善報告書（P4-P10）
- ・JAS法に基づく改善報告書（P11-P14）

食糧法に基づく改善報告書の内容（概要）

株式会社ミタキライス

| 指示内容 | 措置内容 |
|--|---|
| <p>1 仕入を行っている全ての加工用米について、直ちにその使用状況の点検を行い、その定められた用途以外に供して出荷・販売している場合は、速やかに是正すること。</p> | <p>1 本件加工用米の販売を含む全ての不適切な取引を同年9月4日より中止。</p> <p>2 玄米茶用用途限定米の在庫を確認したところ、30kg・110袋の玄米茶用用途限定米を確認したため、当該玄米茶用用途限定米の使用を中止。 具体的には、当該玄米茶用用途限定米につき、取引が行われないよう移動禁止の張り紙を貼るとともに、文伸が責任者として管理。</p> |
| <p>2 加工用米を主食用米穀として米穀事業者又は消費者に対して販売したことについては、加工用米の制度に関する法令等の遵守意識が欠如し、管理体制が不備であったことから、その原因の究明・分析を徹底すること。</p> | <p>1 服部月松の死亡以前の原因</p> <p>(1)当社の企業風土</p> <p>①当社の創業者である月松の経営手法は、いわゆるワンマン経営であって、当社の経営方針や人事等は、月松の独断により決定。月松の指示には絶対に服従しなければならないとの企業風土が根付いていた。</p> <p>②本件加工用米の販売は、遅くとも平成17年頃に、価格変動の激しい米の納入価格に係る厳しい競争の中で、月松により考案され開始された。</p> <p>③当社の取締役である文伸は、月松による職員に対する指示を見聞きし、本件加工用米の販売を認識。平成23年の8月頃からは、文伸が、加工用米を仕入れ、職員に配合の指示等を行い、その結果を月松に対して報告していた。</p> <p>④専之も、月松の職員に対する指示を見聞きし、本件加工用米の販売を認識。平成19年には管理部次長の職に就き、経理責任者として、加工用米の販売に係る取引記録等を作成・管理。米トレーサビリティ法が施行された平成22年10月以降は、本件加工用米の販売が発覚しないよう、不正な資料作成を行っていた。</p> <p>⑤当社の代表取締役であった洋子は、自らが本件加工用米の販売に関する具体的指示を出したり、これを主導したりしたことはなかったものの、遅くとも平成23年頃より、その概要の報告を受けていた。 洋子は、当社の企業風土の下、月松に異をとらえたり、これを止めたりすることができず、結果として、こうした行為を容認。</p> <p>⑥本件加工用米の販売が行われた最も大きな原因は、月松の命令に当社の誰もが従わざるを得なかった状況、月松による絶対的支配という当社の企業風土にある。</p> <p>(2)内部統制・チェック体制の脆弱性</p> <p>①社内稟議の仕組みなど、月松が主導する本件加工用米の販売を予防・阻止するだけのチェック体制及び内部統制の体制は整備されていなかった。</p> <p>2 月松の死亡後の本件加工用米の販売の原因</p> <p>(1)当社取締役の規範意識</p> <p>①文伸が、月松に替わって仕入れの責任者となり、在庫管理の責任者として、加工用米を管理するとともに、職員に対し主食用米と加工用米の配合を指示。</p> <p>②取引に係る伝票については、専之が、本件加工用米の販売が発覚しないよう、不正な資料作成。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>③洋子は、自らが本県加工用米の販売に関する具体的指示を出したり、これを主導したりしたことはなかったものの、加工用米の販売が継続されていることについて、文伸からその概要の報告を受けていた。文伸や専之による行為に異をとなえておらず、結果的にこれを容認。</p> <p>④月松の死亡後も、当社において本件加工用米の販売が継続された原因としては、文伸及び専之らの規範意識の鈍磨。</p> <p>(2)内部統制・チェック体制の脆弱性</p> <p>①チェック体制や問題性を指摘するだけの内部統制の体制は整備されていなかった。</p> |
| <p>3 2 の結果を踏まえ、加工用米の使用に関する責任の所在を明確にするとともに、チェック体制の整備等、再発防止対策を実施すること。</p> | <p>1 責任の所在について</p> <p>(1)月松の死亡以前</p> <p>①月松は、本件加工用米の販売を考案した者であり、当社を統括支配する立場で、本件加工用米の販売を主導し、最も重い責任。</p> <p>②文伸は、本件加工用米の販売を認識し、容認していた。また、在庫管理の責任者として、加工用米の管理を行っていた。</p> <p>③専之は、本件加工用米の販売を認識し、容認していた。また、平成 22 年 10 月以降は、本件加工用米の販売が発覚しないための不適正な資料作成等を行っていた。</p> <p>④洋子は、当社の代表取締役として、概要の報告を受けていたが、月松が主導するこれらの行為に異をとなえず、結果として容認。</p> <p>(2)月松の死亡後</p> <p>①文伸は、仕入れの責任者として、また、在庫管理の責任者として、月松亡き後の当社における本件加工用米の販売の継続を主導。</p> <p>②専之は、経理責任者として、本件加工用米の販売が発覚しないよう不適正な資料作成を行っていた。</p> <p>③洋子は、当社の代表取締役として、月松の死亡後も、概要の報告を受けていたが、異をとなえず、結果的にこれを容認。</p> <p>(3)今後の当社における米穀の流通制度に係る法令遵守に関する責任の所在</p> <p>①洋子は、当社における米穀の流通制度に係る法令遵守について、代表清算人として、全面的な責任を負う。</p> <p>②文伸は、法令遵守について、業務を管理する取締役として、責任を負う。</p> <p>③専之は、法令遵守について、業務を管理する部署の次長として、責任を負う。</p> <p>2 チェック体制の整備等、再発防止対策について</p> <p>(1)本件加工用米の販売の抜本的な再発防止策は、解散することであると考え、平成 25 年 10 月 10 日付けで、解散及び清算を決定。</p> <p>(2)清算手続中に本件加工用米の販売や類似の問題の再発を防止するべく、役員及び従業員に対する法令遵守の重要性についての啓発・教育を実施。</p> <p>(3)清算手続中に本件加工用米の販売や類似の問題が再発しないよう、用途限定米穀を含めた商品の移動、使用に対する適正な管理手法を用いて管理。</p> <p>(4)今後の販売計画</p> <p>①9 月 3 日に本件加工用米の販売が発覚する以前に製造された用途限定米が混入していることの疑われる商品、及び 9 月 3 日以前に製造された製品で納品先より返却されたものについて、用途限定米が混入していないと確認できるもの以外は、その数量を確認の上、焼却廃棄処分とし、その記録としてマニフェスト等を保管。</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>②9月3日以前に製造された物で、生産履歴が確認でき、当該生産履歴から加工用米が混入していないと確認できるものについては、適正な表示の元で販売。</p> <p>③9月3日以来、当社において在庫として所有している、玄米茶用用途限定米30kg・110袋については、焼却廃棄処分とし、その記録としてマニフェスト等を保管。</p> |
| <p>4 今後、加工用米の取扱に当たっては、関係法令・通知等を遵守し、米穀の適正な流通確保策を講じること。</p> | <p>1 米穀の流通制度の啓発を含む法令等遵守の会議等の実施</p> <p>(1)外部弁護士による、当社の役職員に対する米穀の流通制度の啓発を含む法令等遵守の重要性についての啓発・教育のための会議・学習会を、平成25年10月28日に実施。</p> |
| <p>備考 (その他)</p> | <p>当社は、販売先への対応として、以下を実施。</p> <p>1 平成25年10月7日から9日にかけて販売先に謝罪文を送付。</p> <p>2 平成25年10月10日付けで解散し、平成25年10月11日から15日にかけて当社解散清算の方針を販売先・仕入先に通知。</p> <p>3 今後、既に受注済みの取引について年内を目処に履行を完了する方針。残余の在庫商品については清算業務の一部として適切な換価に努める予定。 なお、かかる取引履行、在庫商品換価にあたっては、生産履歴確認を行い加工用米が混入していないと確認できるもののみを対象として、適正な表示のもとで販売することを徹底。 当社所有にかかる不動産や設備類は、清算手続中の適切な時期に売却等換価を行う予定。</p> |

株式会社ジャパンゼネラル（以下「ジ社」という）

| 指示内容 | 措置内容 |
|--|--|
| <p>1 仕入を行っている全ての加工用米について、直ちにその使用状況の点検を行い、その定められた用途以外に供して出荷・販売している場合は、速やかに是正すること。</p> | <p>(勧告時に、全ての営業活動を停止していたため、この項目についての勧告はしていない。)</p> |
| <p>2 加工用米を主食用米穀として米穀事業者又は消費者に対して販売したことについては、加工用米の制度に関する法令等の遵守意識が欠如し、管理体制が不備であったことから、その原因の究明・分析を徹底すること。</p> | <p>1 今回の行為は、当社及び私個人に対し、極めて強い影響力を有していた三瀧商事株式会社及び同社の代表取締役である服部洋子氏と同社の前代表取締役かつ当社の共同代表取締役であった服部月松氏からの指示によって行った。</p> <p>2 指示どおりに伝票処理を行っていただけで、商品が手元に届くことはなかった。</p> <p>3 三瀧商事株式会社は何を行っていたのかを知っていた訳ではないが、伝票等の内容から用途限定米穀に関する不正な偽装を行っているのであろうと、およそ見当はついていました。</p> <p>4 不正行為に加担したもっとも大きな原因は、当時の関係から、事業継続するためには服部洋子氏らの要請を拒絶することが困難だったからである。</p> |
| <p>3 2の結果を踏まえ、加工用米の使用に関する責任の所在を明確にするとともに、チェック体制の整備等、再発防止対策を実施すること。</p> | <p style="text-align: center;">/</p> |
| <p>4 今後、加工用米の取扱に当たっては、関係法令・通知等を遵守し、米穀の適正な流通確保策を講じること。</p> | <p style="text-align: center;">/</p> |
| <p>備考 (その他)</p> | <p>平成25年9月4日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めている。</p> <p>そのため、今後事業を行うことはないため、改善措置のうち、2、3について、特段の措置は講じていない。</p> |

稲垣製茶株式会社

| 指示内容 | |
|--|--|
| <p>1 仕入を行っている全ての加工用米について、直ちにその使用状況の点検を行い、その定められた用途以外に供して出荷・販売している場合は、速やかに是正すること。</p> | <p>1 株式会社ジャパンゼネラルを通じて三瀧商事株式会社（以下「三瀧商事」という。）に転売をしていた事以外には、転売等用途以外の使用は行った事はない。</p> |
| <p>2 加工用米を主食用米穀として米穀事業者又は消費者に対して販売したことについては、加工用米の制度に関する法令等の遵守意識が欠如し、管理体制が不備であったことから、その原因の究明・分析を徹底すること。</p> | <p>1 三瀧商事とは全穀穀類工業協同組合三重県支部の支部長と支部員との関係で商取引はほとんどなかった。</p> <p>2 今回の転売に関する要請が三瀧商事よりあった際に、企業規模の大幅な違いや影響力の強さから、当社への影響と転売とを天秤に掛けた結果受けてしまった。</p> <p>3 関係法令等勉強不足な所も遵守出来なかった要因のひとつ。</p> <p>4 用途限定米穀の買付数量も書類を支部長に集めるため、当社からの数量に事前通告無く増やしており、確定数量も分からない時もあった。納品書等は、三瀧商事からの指示にてジャパンゼネラルへ「玄米茶 中イラ」という商品名を記載して郵送し、ジャパンゼネラルから入金があった。その際、三瀧商事からの指示にて一俵 200 円の上乗せして請求していた。</p> <p>5 数量管理においては、当社使用分においても日々の使用記録を付けていなかった。</p> |
| <p>3 2 の結果を踏まえ、加工用米の使用に関する責任の所在を明確にするとともに、チェック体制の整備等、再発防止対策を実施すること。</p> | <p>1 用途限定米穀において、倉庫よりの引き取り分を最小限にして当社での在庫数を減らす。その上で、別紙の組織体制に従い、入荷・使用数量のチェックと記録を行う。</p> <p>2 現在 JONA（日本オーガニック＆ナチュラルフーズ協会）より認証を受けている有機 JAS 商品についての検査・指導を今後も継続し、有機 JAS 商品に使用している作業トレースに必要な情報・記録を用途限定米穀についても行う。</p> <p>3 別紙の「加工用米精米作業記録」を変更し、当社引き取り毎に入荷ロットを付け、そのロットを記載していく事により製品までトレース出来るようにする。</p> |
| <p>4 今後、加工用米の取扱に当たっては、関係法令・通知等を遵守し、米穀の適正な流通確保策を講ずること。</p> | <p>1 10月22日に各責任者等による勉強会を行った。その他の作業員（用途限定米穀の作業に携わっていない従業員）にも23日に同様の資料を配付した。</p> <p>2 全従業員を対象に週1回以上の朝礼にて、連絡・教育等を行っているが、今後も適宜朝礼や勉強会を開催する。</p> <p>3 現在保有している用途限定米穀を最後に今後の買付は行わない。</p> |
| <p>備考 (その他)</p> | |

| 指示内容 | 措置内容 |
|--|--|
| <p>1 仕入を行っている全ての加工用米について、直ちにその使用状況の点検を行い、その定められた用途以外に供して出荷・販売している場合は、速やかに是正すること。</p> | <p>(勧告前の立入検査において、加工用米の取扱がないことを確認しているため、この項目についての勧告はしていない。)</p> |
| <p>2 加工用米を主食用米穀として米穀事業者又は消費者に対して販売したことについては、加工用米の制度に関する法令等の遵守意識が欠如し、管理体制が不備であったことから、その原因の究明・分析を徹底すること。</p> | <p>1 転売の経緯について</p> <p>①玄米茶を製造するために、全国穀類工業協同組合三重県支部（以下「組合」という。）から、加工用の玄米を仕入れていた。</p> <p>②平成21年秋、弊社の玄米茶の大口販売先であった業者から契約を打ち切れ、大量の加工用玄米を在庫として抱えることになった。</p> <p>③玄米茶の新たな販売先を見つける見込みは立たなかったことから、平成22年11月以降は組合から加工用玄米を仕入れるのを止め、組合からも脱退したいと組合に申し入れた。</p> <p>④後日、三瀧商事から、契約を続けることを強く要請され、加工用玄米の仕入れを継続し、平成21年12月頃から平成23年9月まで、加工用玄米を丸米のまま三瀧商事に転売することに応じた。</p> <p>⑤社長は、今回の三瀧商事への転売が違法行為であるという認識はあったが、食糧法の規定を熟知していなかったこともあり、法令を遵守する社内体制になっていなかった。</p> <p>⑥会社全体において、法令遵守に必要な関係法令の周知と知識の共有が徹底していなかったため、違法行為を監視・注意できる社内体制になっていなかった。</p> <p>2 原因の究明・分析</p> <p>不正転売の原因として、</p> <p>①加工用玄米について大量の在庫を抱えてしまったこと</p> <p>②社内において関係法令を遵守する体制に不備があったこと</p> <p>③役員、社員の立場を越えて、相互に注意しあえる環境ではなかったこと</p> <p>④米穀の取扱いにおいて複数人によるチェック体制がなかったこと</p> <p>⑤原料の仕入、加工、出荷の過程における使用・加工の数量が不明瞭であったこと</p> <p>⑥利益追求を優先するあまり、販売先の言いなりとなって、法令を遵守することが疎かになったこと、と分析します。</p> |
| <p>3 2の結果を踏まえ、加工用米の使用に関する責任の所在を明確にするとともに、チェック体制の整備等、再発防止対策を実施すること。</p> | <p>1 原因の究明・分析の①について</p> <p>製品の売り切れる数量をより一層把握し、過剰分を抱えないよう努める。</p> <p>2 原因の究明・分析の②について</p> <p>会社全体で関係法令についての勉強会を開き、意見を交換し、理解を深める。</p> <p>平成25年10月25日、会社役員・会社員・従業員で食糧法並びに米</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>トレーサビリティ法について資料を配布し、話しあった。</p> <p>3 原因の究明・分析の③について。 休憩時間内で月に1回、業務内容等で気付いた点を話しあう機会を作る。</p> <p>4 原因の究明・分析の④について 玄米加工品の製造責任者については、社長榊原一博とA職員とし、販売責任者については、監査役榊原久美と取締役榊原由佳とする。</p> <p>5 原因の究明・分析の⑤について。 原料米穀加工台帳と製品販売台帳を作成し、それぞれに加工・販売する都度記入する。</p> <p>6 原因の究明・分析の⑥について 法令遵守を最優先とし、その上で利益を追求するように努める。</p> |
| <p>4 今後、加工用米の取扱に当たっては、関係法令・通知等を遵守し、米穀の適正な流通確保策を講じること。</p> | <p>1 適正な流通が行われているかが明確にわかるよう原料米穀加工台帳と製品販売台帳を作成し、記入する。 また、第三者にもその内容が事実と相違ないかを確認したことがわかる項目も設け、それらの提示を求められた際には、ただちに提示出来る状態であるようにする。</p> <p>2 法令遵守に必要な情報を共有できるようにする。米穀の法令遵守に関する研修会等に積極的に出席する。</p> <p>3 平成24年3月31日をもって全国穀類工業協同組合を脱退しており、用途限定米穀に関しては取扱いしない。</p> <p>4 平成25年9月16日に用途限定米穀について調べたところ、在庫は全く無い。</p> |
| <p>備考 (その他)</p> | |

J A S法に基づく改善報告書の内容（概要）

株式会社ミタキライス

| 指示内容 | 措置内容 |
|--|---|
| <p>1 販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。</p> | <p>1 販売商品の表示点検</p> <p>①平成25年10月7日、販売している全ての食品について、適正な表示であるか否かを点検。</p> <p>②平成25年10月25日、ミタキライス低温倉庫に在庫として保管している業務用精米の精米日及び内容の看板表示と、店頭販売向け米袋の裏表示及び精米日付を確認。</p> <p>③その他の仕入商品についても確認。</p> <p>2 伝票記載事項の確認</p> <p>①平成25年10月15日、納品時の伝票記載事項の確認。</p> <p>②平成25年10月16日、年産・産地・銘柄・等級のある商材についての伝票記載事項を、事務所内にて全営業社員の面前で検証。</p> <p>3 真正性の確認</p> <p>平成25年9月3日時点で保管していた在庫について、9月3日以前に入荷履歴の確認できた商品を対象に、入荷、製造、販売が行われる度に、品目、年産、産地、銘柄、等級、置き場毎に在庫数を記録として残し、在庫の真正性が確認できる状態を継続。</p> |
| <p>2 適切に表示事項が表示されなかったことについては、正しい表示を行う意識の欠如及び内容確認及び管理体制の不備があったことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。</p> | <p>1 服部月松の死亡以前の原因</p> <p>(1) 当社の企業風土</p> <p>① 月松の経営手法はいわゆるワンマン経営であって、当社の経営方針や人事等は、月松の独断により決定。月松の指示には絶対に服従しなければならないとの企業風土が根付いていた。</p> <p>② 本件不適正表示において行われた外国産米の混合は、遅くとも平成21年2月頃に、価格変動の激しい米の納入価格に係る厳しい競争の中で、月松により考案され開始された。</p> <p>③ 当社の取締役である文伸は、月松による職員に対する指示を見聞きし、本件不適正表示を認識。平成23年の8月頃からは、文伸が、外国産米を仕入れ、職員に対する配合の指示等を行い、その結果を月松に対して報告していた。</p> <p>④ 専之も、月松の職員に対する指示を見聞きし、本件不適正表示を認識。米トレーサビリティ法が施行された平成22年10月以降は、これらの取引に係る伝票等について、不正な資料を作成。</p> <p>⑤ 当社の代表取締役であった洋子は、自らが本件不適正表示に関する具体的指示を出したりこれを主導したりしたことはなかったものの、遅くとも平成23年頃より、文伸から、その概要の報告を受けていた。洋子は、当社の企業風土の下、月松に異をとえたり、これを止めたりすることができず、結果として、こうした行為を容認。</p> <p>⑥ 当社において本件不適正表示が行われた最も大きな原因は、月松の命令に当社の誰もが従わざるを得なかった状況、月松による絶対的支配という当社の企業風土にある。</p> <p>(2) 内部統制・チェック体制の脆弱性</p> <p>① 社内稟議の仕組み及び書式、並びに権限分掌を定めた社内規定の整備など、月松が主導する本件不適正表示を予防・阻止するだけのチェック体制及び内部統制の体制は整備されていなかった。</p> <p>2 月松の死亡後本件不適正表示の原因</p> <p>(1) 当社取締役の規範意識</p> <p>① 文伸が、月松に替わって仕入れの責任者となり、中国産米を中心とする外国産米を仕入れるようになった。また、これらの外国産米を管理するとともに、職員に対し国産米と外国産米の配合の指示。</p> <p>② これらの取引に係る伝票については、月松の死亡前と同様に、専之が、本件不適正表示が発覚しないよう、不正な資料作成。</p> <p>③ 洋子も、自らが本件不適正表示に関する具体的指示を出したりこれを主導したりしたことはなかったものの、不適切な外国産米の混合が継続さ</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>れていることについて、文伸からその概要の報告を受けていた。洋子は、文伸や専之による行為に異をとらえず、結果的にこれを容認。</p> <p>(2) 内部統制・チェック体制の脆弱性 本件不適正表示のチェック体制や、問題性を指摘するだけの内部統制の体制は整備されていなかった。</p> |
| <p>3 2の結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、チェック体制の整備等、再発防止対策を実施すること。</p> | <p>1 責任の所在について</p> <p>(1) 月松の死亡以前</p> <p>① 月松は、本件不適正表示を考案した者であり、当社を統括支配する立場で、本件不適正表示を主導し、最も重い責任。</p> <p>② 文伸は、外国産米の混合を認識し、容認していた。また、当社の在庫管理の責任者として、外国産米の管理を行っていた。</p> <p>③ 専之は、外国産米の混合を認識し、容認していた。また、平成22年10月以降は、本件不適正表示が発覚しないための不適正な資料作成等を行っていた。</p> <p>④ 洋子は、当社の代表取締役として、概要の報告を受けていたが、月松が主導するこれらの行為に異をとらえず、これを容認。</p> <p>(2) 月松の死亡後</p> <p>① 文伸は、仕入れの責任者として、また、在庫管理の責任者として、月松亡き後の本件不適正表示の継続を主導。</p> <p>② 専之は、経理責任者として、外国産米を配合した米の取引に係る伝票等の経理資料を作成・管理していた。</p> <p>③ 洋子は、当社の代表取締役として、概要の報告を受けていたが、これを容認。</p> <p>(3) 今後の当社における品質表示に係る責任の所在</p> <p>① 洋子は、当社の代表清算人として、全面的な責任を負う。商品の適正な表示について、実効的な監督をする。</p> <p>② 文伸は、当社が販売する商品の品質表示の正確性について、取締役として、責任を負う。</p> <p>③ 今後、専之は、当社が販売する商品の品質表示の正確性について、当社の業務を管理する部署の次長として、責任を負う。</p> <p>2 品質表示のチェック体制の強化、拡充等について</p> <p>(1) 荷物の受領者が入荷時に伝票の記載に間違いがなければ伝票上の空欄にレ点を書き込む。その上で、当該伝票に荷物の受領者が個人名で確認のフルネームのサインを行い、伝票に記載がない場合は荷物の受領者が伝票にそれを書き取り、確認をする。確認が取れるまでその商品・原料の使用は差し控え、確認が取れた場合は伝票を訂正。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>(1) 本件不適正表示の抜本的な再発防止策は、当社が解散することとして、平成25年10月10日付けで、当社の解散及び清算を決定済み。</p> <p>(2) 当社役員及び主要な従業員に対する法令等遵守の重要性についての啓発教育を、平成25年10月28日に実施。</p> <p>(3) 清算手続中に本件不適正表示や類似の問題が再発しないよう、10月29日、入出荷マニュアルを作成し、真正性が確保できるよう、当社の各工場に対し、指示。</p> <p>(4) 今後の販売計画</p> <p>① 在庫の購入履歴及び生産履歴を確認し、当該履歴から品質表示の真正性が確認できるものだけを売却し、当該履歴から真正性が確認できないものについては納入伝票との照合を行うことにより品質表示の真正性が確認できるもののみを売却する。</p> <p>② 製造履歴の不明な物、及び納品先より返却された製品で製造履歴の不明な物については、その数量を確認の上、焼却廃棄することとし、その記録としてマニフェスト等を保管する。</p> <p>③ 生産履歴が確認でき、品質表示の真正性が確認できるもので、納品先より返却されてきたものについては、適正な表示を行い販売する。</p> <p>④ 玄米茶用用途限定米30kgで110袋については、焼却廃棄処分とし、その記録としてマニフェスト等を保管する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>4 全役員及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。</p> | <p>1 食品の品質表示を含む法令等遵守の会議等の実施 食品の品質表示を含む法令等遵守の重要性についての啓発・教育のための会議・学習会を、平成 25 年 10 月 28 日に実施。</p> <p>2 商品製造時及び移動出荷時の表示伝達事項の管理とチェックについての周知徹底 平成 25 年 10 月 29 日、入出荷マニュアルに基づき食品表示の伝達を確実に 行い、商品製造時の表示の真正性が確保できるよう、当社各工場に対し指示。</p> |
| <p>備考 (その他)</p> | <p>1 平成 25 年 10 月 21 日における農林水産省の立ち入り調査の中で、新たに A 社の弁当米にも約 120t の中国産米の混入があった事実が判明。平成 21 年 2 月頃から平成 25 年 8 月までの間で約 1309t の中国産米が袋詰め精米等に使用されていた事実が判明。</p> <p>2 販売先への対応として、以下を実施。 (1) 平成 25 年 10 月 7 日から 9 日にかけて販売先に謝罪文を送付。 (2) 当社は、平成 25 年 10 月 10 日付けで解散し、平成 25 年 10 月 11 日から 15 日にかけて解散清算の方針を販売先・仕入先に通知。 (3) 平成 25 年 10 月 25 日に、B 社及び C 社に対し外国産米が混入されていた旨の謝罪文を送付。 (4) 今後、既に受注済みの取引について年内を目処に履行を完了する方針であり、残余の在庫商品については清算業務の一部として適切な換価に努める予定。取引履行、在庫商品換価にあたっては、生産履歴確認を行い加工用米が混入していないと確認できるもののみを対象として、適正な表示のもとで販売することを徹底。当社所有にかかる不動産や設備類は、清算手続中の適切な時期に売却等換価を行う予定。</p> |

株式会社ジャパンゼネラル

| 指示内容 | 措置内容 |
|--|---|
| <p>1 販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。</p> | |
| <p>2 適切に表示事項が表示されなかったことについては、正しい表示を行う意識の欠如及び内容確認及び管理体制の不備があったことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。</p> | <p>(1) 今回の行為は、服部洋子氏と当社の共同代表取締役であった服部月松氏からの指示によって行ったもの。 (2) 指示どおりに伝票処理を行っていただけで、商品が手元に届くことはなかった。 (3) きちんとした理由や目的を説明されていた訳ではないので、三瀧商事株式会社が何を行っていたのかを知っていた訳ではないが、伝票等の内容から用途限定米穀に関する不正な偽装を行っているのであろうということは、およそ見当はついていた。 (4) 不正行為に加担したもっとも大きな原因は、当時の関係から、当社が事業継続するためには服部洋子氏らの要請を拒絶することが困難だったから。</p> |
| <p>3 2の結果を踏まえ、品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、チェック体制の整備等、再発防止対策を実施すること。</p> | |
| <p>4 全役員及び全従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。</p> | |
| <p>備考 (その他)</p> | <p>当社は、平成 25 年 9 月 4 日付けで、代理人弁護士より関係者に債務整理開始の通知をした上で、全ての営業活動を停止し、自己破産申立ての準備を進めている。 そのため、今後事業を行うことはないため、改善措置のうち、1、3、4について、特段の措置は講じていない。</p> |

食品表示等の適正化について

—「日本の食」への国内外の消費者の信頼回復に向けて—

平成25年12月9日

食品表示等問題関係府省庁等会議

I. 基本認識

- ホテルや百貨店、レストラン等で表面化した一連の食品表示等の不正事案は、国内外の消費者の「日本の食」に対する信頼を失墜させるおそれがある。こうした状況が続けば、国内の個人消費、ひいては日本経済に悪影響が生じかねないばかりか、国外の「日本の食」に対する信頼が揺らぎかねない。
- 政府は、こうした事態を重く受け止め、必要な対策を速やかに講じ、「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼回復に全力を尽くす考えである。

II. 問題の所在

- 今回の不正表示事案が生じた主な原因・背景としては、以下の点が挙げられる。

①事業者のコンプライアンス意識の欠如

- ・事業者が食品等の表示の重要性について基本認識に欠け、コンプライアンス意識が欠如していると言わざるを得ない。具体的な不正事案においては、メニューの作成担当部署と料理担当部署の間で意思疎通が欠けているなど、事業者内部の表示に関する管理責任体制が不明確なケースも多く見られる。

②景品表示法の趣旨・内容の不徹底

- ・過去に同様の不正事案が発生しているにもかかわらず、景品表示法の趣旨・内容が事業者や関係業界に十分に周知されておらず、遵守が徹底されていない。景品表示法においては「優良誤認表示」が禁止対象となっているが、その具体的なルールが明確でない面がある。

③行政の監視指導体制の問題

- ・景品表示法は消費者庁が中心となって法執行を行っているが、多数の事業者を対象とした監視指導を行うには体制面で限界がある。現在、都道府県は調査・指示のみが認められているが、地方公共団体から、措置命令権限（現在は消費者庁のみ）の付与について要請がある。

Ⅲ. 適正化対策の概要

○以上のような状況を踏まえ、政府としては、①事業者のコンプライアスの確立と景品表示法の周知・遵守徹底、②国・地方における行政の監視指導体制の強化を図る観点から、緊急に実施すべき対策を迅速に実施していく。

1. 個別事案に対する厳正な措置

- ・個別の不当表示事案については、景品表示法に基づく立入検査、指示、措置命令などの措置を厳正かつ迅速に講じる。

2. 関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底

(1) 関係業界に対する指導

- ・消費者庁は関係府省庁等と連携して、引き続き、関係業界に対し、表示の状況の把握と適正化に向けた取組を要請するとともに、必要な指導を行う。

※既に関係業界に対して表示適正化の要請を行っており、これを踏まえ関係業界から報告が行われている。

(2) 景品表示法のガイドラインの作成とその周知・遵守の徹底

- ・消費者庁は、景品表示法が禁止する「優良誤認」に関する分かりやすいガイドラインを年内に作成し、その周知・遵守の徹底を図る。

(3) 表示に関する相談体制の強化

- ・消費者庁及び消費生活センター等において、表示に関する相談体制の強化を図る。

3. 景品表示法の改正等

○食品表示等の適正化に向けて、景品表示法の改正を含めた抜本的な対策について早急に検討を進め、緊急に対応すべき事項については次期通常国会に所要の法案を提出する方向で検討する。

(1) 事業者の表示管理体制の強化

- ・食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者における表示に関する管理体制を明確にする。

(2) 行政の監視指導体制の強化

① 消費者庁を中心とする国における体制強化

- 1) 消費者庁、消費生活センターの監視指導体制の強化、「食品表示モニター(仮称)」の導入を行う。
- 2) 消費者庁を中心として関係省庁が連携し、表示に関する監視指導を強化するための体制の確立を図る。

② 都道府県知事の権限強化(措置命令の導入)

- ・都道府県知事に対して、景品表示法に基づく措置命令権限を付与する。

(3) 違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討

- ・景品表示法の不当表示事案に対する課徴金等の新たな措置について検討を行う。

景品表示法における「食に関する適正表示対策」の拡充について

平成25年10月以降、ホテルや百貨店のレストラン等における不適切な表示が相次いで発覚し、社会的に大きな問題となっていることから、国においては、調査等により把握された情報等は速やかに都道府県に周知を図るなど、国民の不安解消に努めるとともに、今後、景品表示法における都道府県知事の権限を拡充し、適正表示対策を進める必要がある。

国においては、消費者の食に対する信頼回復を図り、食の安全・安心を守るため、外食産業等におけるメニュー表示等に関して、下記の事項について十分に対処するよう要望する。

記

1 事業者に対する措置命令等の権限の付与について

国と地方が連携協力しながら食に関する表示の適正化を図るため、都道府県知事が景品表示法第6条に基づく措置命令及び法第4条第2項に基づく合理的根拠の提出要求を行うことができるよう権限を付与すること。

2 事業者に対する調査権限の拡充について

都道府県知事による事業者に対する調査権限については、法第9条第2項において「都道府県知事は、第7条の規定による指示又は前条第1項の規定による請求を行うため必要があると認めるとき」と限定されているため、「都道府県知事が必要があると認めるとき」とするなど、調査権限の拡充について明確に法に規定すること。

3 事業者に対する行政上の権限の分担について

景品表示法上の事業者に対する行政処分や行政指導の権限に係る分担については、現在、具体的な基準が定められていないことから、国や他都道府県との調整を要する事案が生じており、行政効率を図る観点から、その権限の分担を新たに定めること。

4 食材表示等に関する基準等の明確化について

法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示では、食材の表示についての基準等が明確でない。全国的に統一した対応が必要であることから、優良誤認を招く食材の不適切表示等について、具体的な基準を速やかに示すこと。

併せて、付与された権限を円滑に執行するため、財源措置を適切に講じるとともに、研修の実施やマニュアルの整備等についても検討されたい。

平成25年12月5日

全国知事会

農林商工常任委員会委員長

北海道知事 高橋はるみ

地方分権推進特別委員会委員長

佐賀県知事 古川 康

三重県食の安全・安心確保のための検討会議委員の意見

米の偽装と食材の不適切表示について、学識経験者、消費者、食品関連事業者の各委員に「両事案に対する意見」「県の取組」「条例、基本方針等の見直し」などの観点から、御意見をお伺いしました。

| 項目 | 主な意見 |
|--------------|--|
| 両事案に対する意見 | <ul style="list-style-type: none"> ①両案件とも消費者は表示が頼りなので、信頼を回復してほしい。 ②米の産地偽装は、犯罪行為であり、言語道断である。 ③消費者と事業者との意識の差が大きい（事業者の都合が優先される）。法的根拠も明確になっていないため、意識が低かったのではないか。 ④事業者の認識については、メニュー表示の明確な基準がないなか、事業者は意識していなかった（気にしていなかった）のではないか。 ⑤メニュー表示と実際の食材が相違していたとしても感情面での憤りはあるが、食への不安を招くことになるのか疑問である。 |
| 県の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ①原因は何か、発見できなかったのはなぜか、今後は大丈夫なのかが消費者としては一番大事なところである。 ②緊急的に数年は特別監視指導で対処するのは理解できるし、その後も適正な検査をお願いする。 ③意図的な行為は、検査手法を逆手にとって行われる可能性があり、たちごっこになるが、検査、監視は必要である。 ④業者の自主性に頼るコンプライアンス研修は限界がある。 ⑤メニュー表示は、基準が決まっていないので、監視指導を行うのが難しいのではないか。 |
| 条例、基本方針等の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ①県は業界団体と連携してその団体加入業者から直していくのがよいのではないか。 ②あまり細かく規制すると成り立たなくなる。食材表示の取組は慎重に行うべき。 ③県または団体等にてメニュー表示の研修会が必要ではないか、さらに表示の不明点は、県・国等に相談窓口を設置して対応すべきである。 ④業界内での自浄努力が必要。第三者的な立場で指導、監視ができるような仕組みを作れないか。 ⑤一般食材は無理だが、県特産物等のガイドラインは作成できるのではないか。 |

| | |
|------------|---|
| | <p>⑥事業者はJAS法の取組は意識しているが、景品表示法への取組意識との差が大きい。コンプライアンスの問題以前に、法令（景品表示法）に関する知識がないのではないか。（基準等整備、周知指導、意識向上）</p> |
| <p>その他</p> | <p>①法律（景表法）の改正、罰則の強化が必要ではないか。 ②国が法律（景表法）改正、ガイドライン作成を行うべき、県の役割（権限強化）も明確にすべきである。 ③メニュー表示は、業界の統一的な見解が無いことが原因で、判断基準を国、県が示すべきではないか。 ④旅館、ホテル、飲食関連の業界団体で会員の抜き打ち検査等を行う自主的な取り組みの制度化を推進すべきではないか。</p> |

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の執行状況

第7条関係（国等との連携）

- ・食品安全委員会との連携や食品表示監視協議会等を通じ、国との連携を図っています。
- ・全国食品安全自治ネットワークへの参加により、全国の都道府県等との情報交換や食品表示ハンドブックの作成などを行っています。

第8条関係（年次報告）

- ・毎年度、実施した事業の実施状況や今後の対応方針について「年次報告書」としてとりまとめ、推進会議及び検討会議で審議のうえ、9月の議会に報告するとともに、ホームページ等で県民に公表しています。

第9条関係（財政上の措置）

- ・各事業実施にあたっては、必要な予算措置を講じています。

第10条関係（基本方針）

- ・平成15年1月に策定（平成19年3月一部改正）済みであった「三重県食の安全・安心確保基本方針」を、条例の趣旨・内容に則って見直し、平成20年10月20日に改正しました。
- ・改正内容については、検討会議での審議やパブリックコメントによる県民の意見を反映してとりまとめのうえ公表しています。

第11条関係（体制の整備）

- ・平成20年7月に「三重県食の安全・安心確保推進会議」（農水商工部担当副知事を委員長とし、関係部局長で構成）及びその下部組織である「同 幹事会」を整備しました。
- ・食の安全・安心に関する危機発生時には、当初この推進会議が対応することとしてきましたが、平成24年度からは、危機的な事案への対応を強化するため、これを三重県危機管理計画に基づき対応することとしました。また、8月に推進会議の構成員の見直すとともに委員長を副知事から危機管理統括監に変更しました。
- ・なお、平成20年4月からJAS法に基づく食品表示の所管を農水商工部から健康福祉部へ移管して、健康福祉部健康危機管理室に「食品表示グループ」を設置し、食品表示に関する事務を一元的に取り扱える体制としています。

【推進会議開催実績】

- ・平成20年度 3回開催（推進会議の設置、基本方針改正、規制条項に関する規則について、事故米穀の不正規流通について審議）
- ・平成21年度 1回開催（年次報告書について審議）
- ・平成22年度 1回開催（行動計画の一部改正・年次報告書について審議）
- ・平成23年度 6回開催（行動計画・年次報告書について、生食用食肉取り扱い施設に対する対応について、福島県等の農家から出荷された牛肉の県内流通について、県産牛の全頭検査実施について、危機発生時の食の安全・安心確保推進体制について審議）
- ・平成24年度 2回開催（行動計画・年次報告書について、推進会議設置要領の一部改正につ

いて、生食用レバーの提供禁止について審議)

第12条関係（監視、指導等）

・農薬、肥料等の生産資材に関する指導・検査や、製造・流通段階の監視・指導を毎年度策定する「農畜水産物安全確保監視指導計画」及び「食品監視指導計画」に基づき計画的に実施しました。

【生産資材等に関する指導・検査】

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 農薬販売者への立入検査 | 288 | 319 | 285 | 187 | 186 |
| 肥料の生産業者・販売業者への立入検査 | 261 | 298 | 336 | 207 | 214 |
| 動物用医薬品販売業者への立入検査 | 86 | 87 | 84 | 75 | 64 |
| 貝毒発生監視調査回数 | 62 | 48 | 55 | 44 | 58 |

【製造・流通段階の監視・指導】

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 食品の製造・加工の工程検査の実施件数 | 1,100件 | 1,569 | 1,674 | 1,515 | 344 | |
| 食品関係 営業施設 の監視指 導件数 | Aランク施設 | 4,498件 | 2,081 | 2,221 | 2,930 | 2,006 |
| | Bランク施設 | 2,506件 | 2,021 | 2,631 | 1,997 | 2,446 |
| | Cランク施設 | — | 8,611 | 12,177 | 11,209 | 13,235 |
| | Dランク施設 | — | 5,490 | — | — | — |
| 食品等の試験検査(実検体数) | 2,220件 | 1,609 | 1,501 | 1,553 | 2,252 | |
| 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導件数 | — | — | — | 351 | 752 | |

第13条関係（調査研究の推進）

・食の安全・安心の確保に関する調査研究として、農産物や畜産物の生産に関する技術開発と、その成果の普及啓発を行いました。

【主な調査研究内容】

| 年度 | 主な調査研究の内容 |
|--------|---|
| 平成20年度 | 「地域性を考慮した農産物中残留農薬一斉分析法に関する研究」他 |
| 平成21年度 | 「オゾンの農業生産技術への利用」他 |
| 平成22年度 | 「コムギ縞萎縮病および株腐病の防除対策の確立」他 |
| 平成23年度 | 「農薬に代わる農業生産に利用可能な天敵昆虫や有用微生物の作物病害に対する防除効果の検証」他 |
| 平成24年度 | 「IPM実践指標の作成」他 |

第14条関係（人材の育成）

- ・食品関連事業者を対象に、法令に関する理解促進、知識付与のためのトップセミナー及びミニセミナーを開催しました。
- ・農薬販売者、農業協同組合職員等の農薬を取り扱う者を対象に、農薬に関する法令や指導事項などの研修を実施し、一定水準の知識を有する者を「三重県農薬管理指導士」として認定しました。

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| トップセミナー回数 | 9 | 6 | 6 | 6 | — |
| ミニセミナー回数 | 6 | 10 | 29 | 3 | — |
| 農薬管理指導士新規認定者数 | 81 | 62 | 59 | 91 | 57 |

第15条関係（食育の推進による普及啓発）

- ・農水商工部と教育委員会事務局、生産者団体等が連携して「みえ地物一番給食の日」を設定し、学校給食への地域食材活用を進めるための取組を進めました。
- ・学校における食育を推進するため、モデル地域を指定して、実践的な取組を進めました。
- ・第2次食育推進計画（H23～H27年度）においては、「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を平成27年度に40%にするという目標を設定しました。
- ・食事バランスガイド活用リーダー研修会を開催するとともに、多様な主体と協働し普及啓発を行いました。
- ・県政だよりで、あわただしい朝でも手軽に地物野菜が摂れるレシピを提案しました。

第16条関係（適正表示の推進）

- ・JAS法に基づく食品表示に関して、食品販売事業者に対して計画的に監視を行うなど、食品表示の適正化を図りました。

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| JAS法に基づく監視・指導店舗数 | 709 | 609 | 601 | 1,972 | 2,583 |
| 景品表示法に関する指導件数 | 10 | 11 | 8 | 4 | 4 |

- ・食品表示ウォッチャーを県民に委嘱し、日常の買い物の中で食品の表示状況をモニタリングしていただきました。

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委嘱人数 | 73 | 75 | 85 | 69 | 46 |
| モニター店舗数 | 5,462 | 5,842 | 6,061 | 3,661 | 5,202 |
| 報告品目数 | 22,106 | 19,906 | 39,266 | 33,791 | 16,807 |
| 指導店舗数 | 25 | 34 | 27 | 4 | 5 |

第 17 条関係（自主基準の設定及び公開の促進）

- ・農産物の安全確保、品質管理、衛生管理等のため、三重県型GAP※を策定し、GAP手法導入を推進しました。
- ・安全で安心な畜産物を生産するため、飼養衛生管理基準等に基づく管理の徹底を指導しました。
- ・安全で安心な養殖水産物を供給するため、養殖特性に即した持続的養殖の生産確保や、マダイ養殖における生産情報公表、JASの取得取組やGAP手法に基づく生産工程管理手法の導入・普及を促進しました。
- ・安全で安心な県産きのこを供給するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく取組を推進しました。

第 18 条関係（認証制度の推進）

- ・人と自然にやさしい「みえの安心食材表示制度」やHACCP手法等を用いた「三重県食品の自主衛生管理認定制度」等の認証制度の推進により、事業者の自主的な取り組みを促進しました。

| 項 目 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|-------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| みえの安心食材 登録件数 | 629 | 686 | 760 | 833 | 908 |
| 三重県HACCP 手法導入認定 制度取組品目数 | 210 | 226 | 237 | 242 | 249 |

第 19 条関係（相互理解の増進等）

- ・県民が食の安全・安心に取り組む生産者や食品製造事業者の生産・製造現場を見学し、意見交換を行う交流会や、県民、生産者、事業者などが正確な情報を提供・交換する場として、食品衛生に関するリスクコミュニケーションを各地で開催しました。

| 項 目 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|------------------|---------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|
| 県民と事業者の 交流会 | 10 回 383 名 | 1 回 25 名 | 2 回 29 名 | 4 回 66 名 | — |
| リスクコミュニ ケーション | 18 回 561 名 | 31 回 1,180 名 | 17 回 630 名 | 17 回 441 名 | 17 回 439 名 |

第 20 条関係（関係者との連携及び協働）

- ・食の安全・安心確保推進モデル地域（6 地域）を設定し、市町や地域団体など多様な主体と連携・協働しながら、食の安全・安心啓発の取組を集中的に支援、推進しました。
- ・地域の団体・グループと県が協働し、地域の実情に応じた食の安全・安心啓発活動を行う協働連携事業を実施しました。（H20 年度 5 事業、H21 年度 12 事業、H22 年度 20 事業）
- ・地産地消の取組について、NPO法人地産地消ネットワークみえとの協働により、地域サロン等を通じて、さまざまな主体が連携した地域食材利用の料理教室や消費者と生産者が交流する現地見学会の開催など地産地消や食育推進活動に取り組みました。
- ・事業者、関係団体の協力のもと年間を通して「食の安全・安心ミニ情報」を広報紙やチラシ等

に掲載いただいてPRを行ったほか、各種イベント等で食の安全・安心確保のためのパネルを展示し、啓発を行いました。

第21条関係（施策の提案）

・平成23年度 1件の提案があり、検討結果を通知しました。

【提案内容】

「ISO22000 認証取得、維持等の推進ならびに補助制度の新設について」

第22条関係（危害情報等の申出）

該当なし

第23条関係（出荷の禁止）

該当なし

第24条関係（自主回収の報告）

第25条関係（回収に係る指導等）

・事業者が条例に基づく食品等の自主回収に着手し県への報告をした場合、その情報を県ホームページで速やかに県民に提供することにより、自主回収を促進し、健康への悪影響の未然防止と食に対する県民の安全・安心の確保を図りました。

| 項目 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|--------------|--------|---------------|--------|--------|--------|
| 自主回収報告 件数 | — | 10 (7月1日～) | 13 | 21 | 15 |

第26条関係（立入検査等）

該当なし

第27条関係（措置勧告）

該当なし

第28条・29条関係（検討会議）

・平成20年7月に三重県食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」）を設置しました。

【検討会議開催実績】

- ・平成20年度 3回開催（基本方針改正案および規制条項に関する規則について審議）
- ・平成21年度 1回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業の報告）
- ・平成22年度 1回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業の報告）
- ・平成23年度 1回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業、福島県等の農家から出荷された牛肉に関する対応等について報告）
- ・平成24年度 1回開催（年次報告書についての審議、食の安全・安心確保推進事業の報告）

